
種 別： 論説

タイトル： 誤振込みと電子計算機使用詐欺罪

著 者： 佐藤 結美

所 収： 『上智法学論集』第 68 卷 1-2 合併号（令和 6 年 9 月）133-159 頁

発行元： 上智大学法学会

本頁は書誌情報頁です。適宜論文本文の前に付してご利用下さい。



上智大学法学会

論 説

誤振込みと電子計算機使用詐欺罪

佐藤 結美

- I 問題の所在
- II 山口地判令和5年2月28日について
 - 1. 事実の概要
 - 2. 判決の内容
- III 既存の民事・刑事判例との関係
 - 1. 平成8年判例と平成15年判例の整合性
 - 2. 平成20年判例との関係
- IV 誤振込みに関する電子計算機使用詐欺罪の成否
 - 1. 電子計算機使用詐欺罪における「虚偽の情報」の意義
 - 2. 告知義務と「虚偽の情報」の関係
 - 3. 本件事案の被告人の罪責について
- V おわりに

I 問題の所在

銀行預金をめぐる犯罪については様々な議論があるが、特に、振込依頼人のミスにより自己名義の口座に誤って振り込まれた金銭につき、誤振込みの事実を知りながらこれを引き出す行為について、詐欺罪や窃盗罪などの財産犯の成否が従来から問題となっていた⁽¹⁾。

-
- (1) 振込みとは、一般に、①銀行（仕向銀行）が振込依頼人から資金を受け取り、②その依頼に基づき受取人の取引銀行（被仕向銀行）に受取人の預金口座に資金を入金するように依頼し、③被仕向銀行がこれを受けて受取人の口座に入金することである。

①の関係は、振込依頼人が仕向銀行に対価を払って被仕向銀行における受取人の口座に入金することを委託する準委任契約であり、②の関係は、仕向銀行が被仕向銀行に対し、内国為替制度の定めるところに従って受取人の預金口座に入金させることを委任す

誤振込みのあることを知った行為者が銀行窓口の係員に対して金銭の払い戻しを請求して金銭を入手すれば、人に対する欺罔行為によって財物を騙取したとして1項詐欺罪が成立し⁽²⁾、行為者が銀行の管理するATMを通して金銭を引き出せば銀行の意思に反して財物を奪取したとして窃盗罪が成立する⁽³⁾ことが判例・裁判例によって認められているが、近年、インターネットバンキングを利用することで、自己の口座に誤って振り込まれた金銭をオンラインカジノサービスの決済代行業者の口座に移転させるなどして処分した行為につき、電子計算機使用詐欺罪(刑法246条の2)の成立を肯定する

る契約であり、③の関係は、被仕向銀行と受取人が、振込金が送金されたときは振込金を原資として消費寄託契約を締結して預金債権を成立させるということをあらかじめ包括的に合意しているから、受取人はこの合意に基づき、振込みがあった場合、預金債権を取得するとされる(大坪丘「判解」『平成8年度最高裁判所判例解説民事篇(上)』369~370頁)。

前記①~③に対応する形で、「誤振込み」には、①振込依頼人が受取人の預金口座の指定や振込金額を誤る形態(狭義の誤振込み)、②仕向銀行が被仕向銀行に対して入金依頼をする際に受取人の預金口座や振込金額を誤る形態(誤発信)、③被仕向銀行が受取人の預金口座に入金記帳をする際に預金口座や振込金額を誤る形態(誤記帳)という3つの類型があり、誤記帳の場合には預金債権は成立しないとされる(宮崎英一「判解」『平成15年度最高裁判所判例解説刑事篇』114頁、132頁)。本稿では振込依頼人の誤りにより受取人の預金口座に身に覚えのない金銭が振り込まれるという事案を取り上げるが、このような事案については本稿では「誤振込み」と表記する。

- (2) 最決平成15年3月12日刑集57巻3号322頁。以下、本稿では「平成15年判例」とする。
- (3) 東京高判平成6年9月12日判時1545号113頁。後述する平成15年判例以前の裁判例であるので、被告人の預金債権の有無や、組戻しに向けての銀行の調査等の利益といったことには言及せず、次のように判示している。

「預金口座の名義人と銀行との関係は、前者に正当な払戻し権限がある場合であっても、債権債務関係が成立しているだけであって、銀行の現金自動支払機内の現金について預金口座の名義人が事実上これを管理するとか、所持するとか、占有するとかいう立場にはなく、右現金は、銀行…の管理ないしは占有に属すると解するのが相当である…しかし、本件は、送金した銀行側の手違いにより、誤って被告人の預金口座に入金があったに過ぎず、被告人に右預金について正当な払戻し権限のない場合であるから…自動支払機内の現金について、所論のいうように、被告人が管理者であるとか、被告人がこれを所持(支配)していたということのできないことはもとより、被告人が法律上の占有を取得することもないと解される。したがって、本件については、横領罪の成立する余地はなく、詐欺罪が問題とならないことも明らかであり、銀行の現金に対する占有を侵害したもとして、窃盗罪が成立するというべきである」。

裁判所の判断が示されるに至った（山口地判令和5年2月28日LEX/DB25594479。以下、「本判決」とする）。

後述するように、本判決では、振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込みがあったときは、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人は銀行に対して振込金額相当の普通預金債権を取得するという最判平成8年4月26日民集50巻5号1267頁（以下、「平成8年判例」とする）を前提としつつ、誤った振込みがあることを知った受取人にはその旨を告知する信義則上の義務があり、誤振込みの事実を告げずに払戻しを請求する行為につき詐欺罪が成立するとの判断を下した平成15年判例を引用している。その上で、本判決では、被告人には銀行に対する告知義務があることから電子計算機使用詐欺罪の成立が認められている。

もっとも、本判決の事案には、誤振込金の処分はインターネットバンキングを通して行われたことと、被告人が誤振込金を処分する前に、銀行が誤振込みの事実を知っていたという特殊な事情がある。このことから、被告人の銀行に対する告知義務が否定され、それに伴って、被告人がインターネットバンキングを利用して誤振込金を処分する行為は、電子計算機に「虚偽の情報」を与える行為ではなくなるのではないかということが問題となる。

そこで、本稿では、(1) 本判決が依拠する平成15年判例の妥当性に関する議論を整理した上で、(2) 本判決の事案のような場合にも、同じように財産犯の成立が肯定されうるのかということについて検討する。

Ⅱ 山口地判令和5年2月28日について

1. 事実の概要

山口県B町は、本来であれば住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金として振り込むべきであった4630万円を、A銀行に開設された被告人名義の普通預金口座に誤って振込入金した。

被告人は、インターネットに接続した携帯電話機を操作して、オンライン

カジノサイトにアクセスした上、同サイトの決済システムを利用し、A銀行のデビット取引に係る決済代金の支払等の事務処理に使用される電子計算機に対し、デビットカード情報を利用し、振込を依頼する旨の虚偽の情報を与え、オンラインシステムにより、前記電子計算機に接続されている磁気ディスクに記録されたA銀行本店に開設されたデビット資金精算口座の預金残高を増加させて財産権の得喪、変更に係る不実の電磁的記録を作るなどし、よって、オンラインカジノサービスを利用し得る地位を得た。

被告人は、複数回にわたり、インターネットに接続した携帯電話機を操作して、A銀行が提供するインターネットバンキングにアクセスし、A銀行の預金残高管理、振替、振込等の事務処理に使用される電子計算機に対し、被告人口座に振り込まれた本件誤振込金につき、被告人口座からオンラインカジノサービスの決済代行業者等名義の普通預金口座に振込を依頼する旨の虚偽の情報を与え、オンラインシステムにより、電子計算機に接続されている磁気ディスクに記録されたオンラインカジノサービスの決済代行業者等名義の普通預金口座の預金残高を増加させて財産権の得喪、変更に係る不実の電磁的記録を作るなどし、よって、前記オンラインカジノサービスを利用し得る地位を得た。

被告人は、被告人口座に振り込まれた本件誤振込金につき、被告人には無関係な振込金であることを認識していた。

A銀行及びB町が誤振込みの事実を知るまでの経緯は判決文では明らかではないが、B町が誤った内容の振込依頼書をB町の口座のある仕向銀行に提出したところ、被告人に4630万円が一括で振り込まれる手続が行われた後に、仕向銀行からB町に対して誤入金があったとの連絡が契機となっている。仕向銀行はA銀行(被仕向銀行)に対して組戻しを依頼し、B町職員も被告人に対し、誤振込金の返還について、A銀行まで手続に行くことを依頼した。被告人は、一度は誤振込金の返還に応じる姿勢を見せたが、B町職員とともに組戻し手続のためA銀行の店舗まで来たところで組戻しを拒否し、その後もB町からの返還の働きかけがあったものの、被告人は複数回にわたり誤振込金を処分した。

2. 判決の内容

山口地裁は、以下のように判断し、被告人に対し懲役3年・執行猶予5年の有罪判決を言い渡した（被告人は控訴。）。

「関係証拠によれば、B町職員が、令和4年4月8日に本件誤振込金を被告人口座に振り込んだ事実が認められるところ、最高裁判所第二小法廷平成8年4月26日判決を前提とすると、この時点で、被告人とA銀行との間に本件誤振込金相当額の普通預金契約が成立し、被告人がA銀行に対し本件誤振込金相当額の預金債権を有していたものと認めることができる。

検察官は、このような被告人とA銀行との権利関係を踏まえ、最高裁判所第二小法廷平成15年3月12日決定（以下、「平成15年判例」という。）を引用し、被告人にはA銀行に対し誤った振込みがあることを告知すべき義務（以下、これを単に「告知義務」という。）があり、被告人はこれに違反して本件送金行為等に及んでいるのであるから、本件送金行為等は正当な権利行使ではない旨主張している。裁判所は、この検察官の主張は、その法的根拠や実質的理由が明確にはされていないものであるが、結論においては正当なものと考えた。以下、理由を述べる。

(1) 被告人に告知義務があるかについて

ア 被告人は、本件送金行為等に及ぶまでの間に、被告人口座に本件誤振込金が振り込まれていることを知っていたのであるから、平成15年判例に従うと、信義則上、被告人には、本件送金行為等の時点でA銀行に対する告知義務があったものといえる。

イ この点、弁護士は、被告人が本件送金行為等に及ぶまでの間に、A銀行も被告人口座に本件誤振込金が振り込まれた事実を把握していたのであるから、本件送金行為等の時点で、被告人にA銀行に対する告知義務を認めることはできない旨主張する。

しかし、平成15年判例は、誤って受取人口座に金銭が振り込まれた場合、これを知った被仕向銀行が、自らの口座入金手続に過誤がないかを調査し、さらに、仕向銀行及び仕向銀行を通じて振込依頼人に照会するなどした上、

振込依頼人に過誤があり組戻しを求められれば、受取人の承諾を得た上で組戻しの手続を採るとするのが銀行実務(以下、「調査等手続」という。)であることを前提として、誤って受取人口座に金銭が振り込まれた場合に、関係者間での無用な紛争の発生を防いだり、あるいは、被仕向銀行が振込依頼人と受取人との間の紛争等に巻き込まれないようにすることで振込送金制度の円滑な運用を維持するために、被仕向銀行に調査等手続を採る利益を認めるとともに、その利益を実質的なものとするために、受取人口座に誤った振込みがあったことを受取人が知った場合には、信義則に基づき受取人に被仕向銀行に対する告知義務を課することを内容としているものである。

このような平成15年判例の趣旨に照らすと、仮に、既に被仕向銀行が受取人口座に誤った振込みがあったことを知っているという事情があったとしても、被仕向銀行としては、関係者間での無用な紛争の発生を防いだり、あるいは、被仕向銀行が振込依頼人と受取人との間の紛争等に巻き込まれないようにするために、誤って受取人口座に振り込まれた金銭についてどのように処理をするのが相当かを早期に検討する必要があるといえる。そして、その検討のためには、受取人口座に誤って振り込まれた金銭について、その原因行為の有無等につき受取人がどのように認識しているのかをなるべく早期に被仕向銀行が知る必要がある。そうすると、被仕向銀行が受取人口座に誤った振込みがあることを既に知っていたとしてもなお、受取人には被仕向銀行に対する告知義務があるというべきである。この点についての弁護人の主張は理由がない。

ウ また、弁護人は、本件のようなインターネットバンキングでの取引で人を介さず電子計算機に情報を入力する場合に、受取人に告知義務があるのか疑問である旨も主張しているが、前記のとおり平成15年判例の趣旨に照らすと、受取人口座に誤った振込みがあったことを受取人が知った以上、受取人に告知義務が認められると考えるべきであり、このことは被仕向銀行の窓口で取引する場合であろうと、インターネットを通じて電子計算機に情報を入力して取引する場合であろうと変わりはない。この点についての弁護人の主張も理由がない。

(2) 告知義務に違反している被告人が本件送金行為等を行うことは許される

か。

ア 平成 15 年判例が、誤って受取人口座に金銭が振り込まれた場合に、これを知った受取人に告知義務を認めた趣旨に照らすと、受取人は、誤って受取人口座に金銭が振り込まれた事実を知った後、直ちにこれを被仕向銀行に告知しなければならないと解するべきである。被告人は、本件送金行為等に至るまで、A 銀行に対し被告人口座に本件誤振込金が振り込まれていたことを告知しておらず、被告人は、告知義務に違反している状態で本件送金行為等を行ったといえる。

イ 次に、告知義務に違反している受取人が、誤って受取人口座に振り込まれた金銭分の預金について権利行使ができるかが問題となる。

前記 (1) 記載のとおり、平成 15 年判例が、誤って受取人口座に金銭が振り込まれた場合に、これを知った被仕向銀行に調査等手続を採る利益を認めていることを考えると、告知義務に違反している受取人が、被仕向銀行が調査等手続を完了するまでの間に、誤って受取人口座に振り込まれた金銭分の預金について権利行使をすることを許せば、被仕向銀行に調査等手続を採る利益を認め、受取人に告知義務を認めておきながら、一方で、その告知義務に違反する受取人が被仕向銀行の調査等手続を採る利益を侵害する行為を許すことになり、前記のとおり平成 15 年判例の趣旨を没却することになる。そうすると、平成 15 年判例が信義則に基づいて受取人に告知義務を認めたのと同様、告知義務に違反している受取人が、誤って受取人口座に振り込まれた金銭分の預金について権利行使をすることは、信義則に基づき許されないというべきである。

よって、本件送金行為等は正当な権利行使とはいえない。

一方、本件送金行為等の際、被告人がインターネットに接続した携帯電話機に、本件送金行為等に関する情報を入力している（以下、「本件各入力行為」という。）ことは明らかである。そして、本件各入力行為によって入力された情報は、被告人が直接入力した被告人口座の情報だけでなく、その前提として、本件送金行為等が正当な権利行使であるという情報も含まれているものと解される。そうすると、本件送金行為等が正当な権利行使でないにもかかわらず、本件送金行為等が正当な権利行使であるという情報を A

銀行の電子計算機に与えているのであるから、本件各入力行為は、電子計算機使用詐欺罪の「虚偽の情報を与えた」に該当する。そして、虚偽の情報を与えた結果、被告人は判示のとりのオンラインカジノサービスを利用し得る地位を得ているのであるから、「財産上不法の利益を得た」にも該当する。

以上のとおりであるから、判示各事実には、いずれも電子計算機使用詐欺罪が成立する。」

Ⅲ 既存の民事・刑事判例との関係

1. 平成8年判例と平成15年判例の整合性

前述の通り、平成15年判例は平成8年判例を前提としつつ、誤振込みであっても受取人には預金債権があることを認めている。受取人に預金債権があるのだとすると、たとえ誤振込みであったとしても受取人にはこれを処分する権限があり、誤振込みの事実を秘して払戻しを受けたとしても詐欺罪の成立は否定されるようにも思われる。にもかかわらず、平成15年判例では誤振込みの事実を秘して払戻しを受けた被告人の行為につき詐欺罪の成立が認められたのは周知の通りである。そこで、平成8年判例と平成15年判例の整合性が問題となる。

平成8年判例の事実の概要は、次の通りである。

被上告人であるX(原告、被控訴人)が、A社から建物の一部を賃借し、賃料等をB銀行のAの当座預金口座に振り込んで支払っていたところ、Xは、賃料等の支払いに際し、誤って振込先を以前の取引先であるa社(仮名での読み方がA社と同じであった)の普通預金口座と指定したため、C銀行に開設されたa名義の普通預金口座に入金された。その後、aの債権者であるY(被告、控訴人、上告人)がaの普通預金債権を差し押さえたが、差押時のaの預金残高のうち大部分はXからの誤振込みによるものであったので、XはYに対して、aには振込金を受領すべき取引上の原因関係がなく、Xは振込みに係る預金部分につき目的物の譲渡又は引き渡しを妨げる権利を有するとして、第三者異議の訴えを提起した。

以上の事実関係に基づき、平成 8 年判例では、「普通預金規定には、振込みがあった場合にはこれを預金口座に受け入れるという趣旨の定めがあるだけで、受取人と銀行との間の普通預金契約の成否を振込依頼人と受取人との間の振込みの原因となる法律関係の有無に懸かせていることをうかがわせる定めは置かれていないし、振込みは、銀行間及び銀行店舗間の送金手続を通して安全、安価、迅速に資金を移動する手段であって、多数かつ多額の資金移動を円滑に処理するため、その仲介に当たる銀行が各資金移動の原因となる法律関係の存否、内容等を知ることなくこれを遂行する仕組みが採られている」という理由に基づき、原因関係の有無に関わらず受取人である a は預金債権を取得するので、X は a に対して不当利得返還請求権を取得するととどまり、預金債権の譲渡を妨げる権利はないとして X の請求が棄却された。

平成 8 年判例以前は、振込金による預金債権が有効に成立するためには振込依頼人と受取人との間の正当な原因関係が必要ではないかということが争われていた。しかし、振込依頼人と受取人間のトラブルに関する紛争に銀行を巻き込むことは不合理であり、支払仲介機関にすぎない銀行としては、どのような原因で振込みがなされるかについては一切考慮できないことなどから、平成 8 年判例では、振込みがあればその原因関係の有無・内容を問うことなく預金契約を成立させることが一般的に認められているものと考えられる⁽⁴⁾。

一方、平成 15 年判例では、自己の預金通帳の記載から、身に覚えのない誤った振込みがあることを知った被告人が、これを自己の借金の返済に充てるために窓口係員に対し、誤振込みの事実を告げることなく払戻しを受けた行為につき、被告人の預金債権を肯定しつつも、詐欺罪の成立が認められた。本判決においても引用されている通り、平成 15 年判例では、誤振込みが生じた場合に受取人の承諾を得て振込依頼前の状態に戻す「組戻し」とい

(4) 大坪・前掲注 (1) 378 頁。平成 8 年判例の趣旨は、振込依頼人と受取人とのトラブルに巻き込まれることから銀行を解放することにあるとする調査官解説に対し、賛同するものとして藤原正則「誤振込による預金債権と被仕向銀行の受取人に対する貸金債権による相殺」大塚龍兎先生古稀記念『民商法の課題と展望』（信山社、2018 年）489 頁。

う手続を採ることが銀行実務上可能であり、入金処理の誤りの有無を確認する一方で、振込依頼人に対しても振込みの過誤に関する照会を行うといった措置が講じられていることが指摘されている。詐欺罪の成立要件である欺罔行為は、相手方に錯誤がなければ財産的処分行為をしなかったであろうといえる重要な事実を偽る行為をいうところ、被告人の行為につき詐欺罪の成立を認めるには、被仕向銀行において、払戻請求に係る預金が誤振込みによるものであることを知った場合に受取人の払戻請求を拒むことができる必要がある。

平成15年判例の調査官解説では、「被仕向銀行が預金の払戻しを一時停止して行う…調査、照会あるいは復元的な措置は…安全な振込送金制度を維持するためにも必要」なことであり、「銀行が振込依頼人と受取人との紛争に巻き込まれないためにも必要なものといえることができるし、振込依頼人、受取人等関係者間での無用な紛争の発生を防止するという観点から、社会的にも有意義なものである」ことから、「被仕向銀行が…措置等を採用する利益は、刑法上保護されてよい」とされている⁽⁵⁾。

さらに、調査官解説では、「受取人は、被仕向銀行との間で預金契約を締結することにより、継続的な預金取引を行っているところ、上記の調査、照会あるいは復元的措置の必要性、有用性からすれば、受取人において自己の口座に誤った振込があることを知った場合には、被仕向銀行に上記の調査等を行わせるため、信義則上、誤振込みがあった旨を被仕向銀行に告知する義務がある」にもかかわらず、「誤振込みがあった事実を秘匿して預金の払戻しを請求し、被仕向銀行に対し、一時預金の払戻しを停止して調査、照会をし、組戻しの手続を採る機会を与えることなく直ちに預金の払戻しをさせる行為は、詐欺罪の予定する欺罔行為と評価することができる」⁽⁶⁾と述べている。

平成15年判例は、誤振込みの事実を知った被告人の告知義務違反を指摘しているが、単なる告知義務違反によって詐欺罪の成立を認めているのでは

(5) 宮崎・前掲注(1)131～132頁。

(6) 宮崎・前掲注(1)132～133頁。

なく、銀行には受取人に対抗しうる組戻しの利益があり、このような利益を前提とした銀行の占有に要保護性が認められるからこそ、その利益を侵害する行為が詐欺罪としての評価を受けるという分析がなされている⁽⁷⁾。そして、平成8年判例と平成15年判例の関係については、平成8年判例⁽⁸⁾は銀行を振込依頼人と受取人の間のトラブルから保護するという観点から受取人の預金債権を認めたが、平成15年判例は銀行の利益を保護するために受取人の預金債権行使に信義則上一定の制約を課しているという点で両者の整合性が保たれているとも思われる⁽⁹⁾。しかし、銀行が調査・照会等の措置を採りうることは事実であるとしても、それは振込制度を構築し、運営しているという公的・中立的な立場に基づくものであることから、それ自体を銀行自身が当事者として追求する「財産的利益」の内容を基礎づけるものと解することには疑問がある⁽¹⁰⁾。特に、平成15年判例で重視されたのは銀行による「組戻し」の利益であるが、組戻しは法律で規定されているわけではなく、銀行実務のレベルで行われているものであるため、銀行の占有の要保護性を認めて詐欺罪の成立を肯定するには、存立基盤がきわめて危うい判例であるという評価もある⁽¹¹⁾。

また、平成15年判例の調査官解説では、最判平成13年7月19日刑集55

-
- (7) 松澤伸「判批」『刑法判例百選Ⅱ各論』（有斐閣、第8版、2020年）106～107頁。
銀行に対してこのような利益を認めた上で平成15年判例を支持する見解として、西田典之（橋爪隆補訂）『刑法各論』（弘文堂、第7版、2019年）256頁、伊藤渉ほか（編）『アクチュアル刑法各論』172～173頁〔伊藤渉〕（弘文堂、2007年）などがある。
- (8) 平成8年判決の位置づけについて、民事法領域の先行研究を網羅的かつ詳細に分析・検討するものとして、照沼亮介「預金口座内の金銭の法的性質—誤振込の事案を手掛かりとして—（1）」上智法学57巻1・2号（2013年）1～38頁がある。
- (9) 宮崎・前掲注（1）130頁、134頁。平山幹子「詐欺罪における告知義務について—誤振込み事案を念頭に—」立命館法学375・376号（2017年）337頁も、「平成15年決定は、誤振込みであっても受取人が正当な払戻権限を有することを前提に、（払戻権限がないのにもかかわらず）振舞うという挙動ではなく）受取人が誤振込みであることを告知せずに払戻しを請求するという告知義務違反を欺罔行為とすることにより、少なくとも形式的には平成8年判決と矛盾しない形で、詐欺罪の成立を認めたのである」と述べている。
- (10) 照沼亮介「預金口座内の金銭の法的性質—誤振込の事案を手掛かりとして—（2）」上智法学57巻3号（2013年）58～59頁。
- (11) 松澤・前掲注（7）107頁。

巻5号371頁を援用しつつ、誤振込みの事案では「被仕向銀行の調査、照会の結果、預金債権の成立が否定される可能性がある以上、調査、照会等の手続を経た上での預金の払戻しと、それを経ない預金の払戻しとは、質的に全く異なる」ものであることから、「誤振込みに係る預金の払戻しであることを秘して行われた預金払戻請求に基づく払戻しと、これを告知した上で行われた預金の払戻しとは、社会通念上別個の払戻しに当たる」として、詐欺罪の成立を認める平成15年判例は妥当であるとされている⁽¹²⁾。本来であれば直ちに払戻しが行われるべき状態ではないにもかかわらず、被告人の行為によって払戻しの時期が早められることが銀行に対する被害であるという発想であろう。しかし、被仕向銀行の過誤による「誤記帳」であれば預金債権の成立が否定されることから銀行は受取人の払戻し請求を拒否できる一方で、誤記帳ではなく誤振込みであることが判明した場合には、受取人に預金債権が認められるので、誤振込みの場合には銀行は直ちに受取人の払戻し請求を拒否することができないのが筋である。このことから、銀行は誤記帳の事実があるか否かを確認するまでの間に払戻しを一時的に留保できるにすぎないので、この一時的な留保にはそれほどの大きな意義はないように思われる⁽¹³⁾。

(12) 宮崎・前掲注(1)133~134頁。杉本一敏「預金が増えているんです—誤振込金の払戻し」高橋則夫ほか『財産犯バトルロイヤル 絶望しないための方法序説』(日本評論社、2017年)183頁も、銀行が振込制度の運営者としての公共的立場に在ることを出発点として同様の説明をする。論者によると、受取人に預金債権が成立しており、「組戻し」も受取人の承諾がなければ実行できない以上、受取人が誤振込みの事実を認めながらも「組戻し」に応じず、自分への払戻しを強硬に請求した場合は応じざるを得ないが、安全な振込制度の運営者としてできる限りの手段を講じたものの、それでもなお受取人の払戻しに応じざるを得なかったという場合と、受取人が誤振込の事実を告知しなかったので銀行が直ちに払い戻してしまっただけの場合とは、「社会通念上別個の払戻しに当たるといえる」だけの違いがあり、銀行としてはそのような払戻しに応じることは銀行取引としておよそ想定していなかったことが詐欺罪の成立を認める理由となる。

(13) 松原芳博『刑法各論』(日本評論社、第3版、2021年)333~334頁など。山口厚「第20章 誤振込みと財産犯」『新判例から見た刑法』(有斐閣、第3版、2015年)307頁も、心当たりがない振込みであることを告知させても、結果として払戻しに応じるほかないことが確認されるにすぎないので、詐欺罪の成立を認めるには弱い面があると述べている。

以上のような学説の検討を踏まえると、財産犯を成立させることを可能にする理由づけという観点から、平成 15 年判例には理論的な問題があると言わざるを得ないのではないだろうか⁽¹⁴⁾。

2. 平成 20 年判例との関係

続いて、平成 15 年判例の後に出了された民事判例である最判平成 20 年 10 月 10 日民集 62 卷 9 号 2361 頁（以下、「平成 20 年判例」とする）では、誤振込みの受取人の払戻請求の有無が問題となった。

平成 20 年判例の事実の概要は、原告 X は Y 銀行に普通預金口座を、X の夫 A は Z 銀行に定期預金口座を有していたところ、X・A 夫妻の家に侵入した B が X の普通預金通帳とその登録印、A の定期預金通帳とその登録印を窃取し、窃盗犯人 B の依頼を受けた第三者の C らが、Z 銀行において A の定期預金を解約し、解約金を Y 銀行の X の普通預金口座に振り込んだ上で、Y 銀行から払戻しを受けたというものであり、X は払戻しに応じた Y 銀行には過失があるとして、Y 銀行から自己に対する預金の払戻しを請求した。

以上のような事実関係によれば、口座名義人である X は本件振込みには関与していないことから、振込依頼人と受取人との間には原因関係が存在せず、X の払戻し請求の可否が問題となった。平成 20 年判例では平成 8 年判例を引用しつつ、「受取人の普通預金口座への振込みを依頼した振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在しない場合において、受取人が当該振込みに係る預金の払戻しを請求することについては、払戻し

(14) 品田智史「誤振込みと財産犯—山口地判令和 5 年 2 月 28 日裁判所 web によせて—」
阪大法学 73 卷 3 号（2023 年）54 頁以降は、「交付の判断の基礎となる重要な事実」について欺く行為があったか否かが問題となった最決平成 22 年 7 月 29 日刑集 64 卷 5 号 829 頁以降の判例の判断枠組に基づき、重要事項性の実質的根拠として平成 15 年判例が掲げる①誤記帳・誤発信かどうかを確認する利益と、②振込依頼人により組戻し手続が依頼され（受取人が承諾すれば）組戻しの措置が開始されるので振込依頼人の過誤かどうかを確認する利益を合わせれば何とか重要事項性を認められるものであり、平成 15 年判例の結論と理由付けは必ずしも正当化できないわけではないと述べている。もっとも、後述するように、論者は本判決に対しては平成 15 年判例の趣旨を逸脱しているとして批判的な立場を採っている。

を受けることが当該振込みに係る金員を不正に取得するための行為であって、詐欺罪等の犯行の一環を成す場合であるなど、これを認めることが著しく正義に反するような特段の事情があるときは、権利の濫用に当たるとしても、受取人が振込依頼人に対して不当利得返還義務を負担しているというだけでは、権利の濫用に当たるといえることはできないものというべきである」と判示され、Xの払戻請求が権利の濫用(民法1条3項)に当たるとする原審判決が破棄・差戻しとなった。

平成20年判例については、犯罪行為の完遂を目的としてされた権利の行使は是認することができず、権利の濫用であるとした上で、振り込め詐欺等における受取人による預金債権の行使の他には、誤った振込みがあることを知った受取人がその情を秘して預金の払戻しを請求することは詐欺罪の欺罔行為に当たるので、このような場合における払戻し請求は権利の濫用であると評価することが可能であるようにも思われる⁽¹⁵⁾。しかし、平成15年判例は、誤振込みの事実を知った受取人が払戻しを請求することが権利濫用に当たるか否かについて何も述べていない⁽¹⁶⁾。仮に、誤振込みの事実を秘して払戻しを請求する行為が平成20年判例によって権利濫用であると評価されるとしても、その理由は平成15年判例によって詐欺罪の成立が認められるからであり、「権利濫用だから詐欺罪」(平成15年判例)、「詐欺罪だから権利濫用」(平成20年判例)という循環論法に陥っているので、平成20年判例はどのような払戻しが権利濫用に該当するのかという実質的な基準を示したもとのとはいえない⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾。このことから、平成20年判例を個別事案の処理に

(15) 石丸将利「判解」『平成20年度最高裁判所判例解説民事篇』524頁。

(16) 照沼・前掲注(10)86頁、宮崎・前掲注(1)141頁。松澤・前掲注(7)107頁によれば、平成15年判例が権利の濫用という説明によらずに詐欺罪の成立を認めたのは、刑法上保護すべき占有の侵害があって初めて成立する財産犯の成否を説明するには権利濫用という説明は十分な説得力を持たないからであるとされている。

(17) 橋爪隆「第17章 銀行預金に関連する財産犯について」『刑法各論の悩みどころ』(有斐閣、2022年)368頁、杉本・前掲注(12)181頁、照沼・前掲注(10)87頁など。

(18) 藤原・前掲注(4)490頁も、平成20年判例は「不当利得返還義務を負う受取人が、預金通帳を窃取された犯罪被害者の配偶者に当たる事例であり、一般的には誤振込みによる受取人の払戻請求が、被仕向銀行との関係で義務違反であることを否定したものではないと考えるべき」であるとして、事案の特殊性を指摘している。

適用するのは慎重な検討が必要であり⁽¹⁹⁾、平成 15 年判例と同様に、原因関係のない振込みの場合に払戻請求をする行為につき詐欺罪の成立を認めることを有効に説明する判例ではないと考えられる。

Ⅳ 誤振込みに関する電子計算機使用詐欺罪の成否

Ⅲで述べた通り、誤振込みの事実を秘して払戻しを受ける行為につき詐欺罪の成立を認める平成 15 年判例には、理論的な問題があることが否定できない。そのように解すれば、平成 15 年判例に依拠しつつ被告人の銀行に対する告知義務を肯定し、電子計算機使用詐欺罪の成立を認めた本判決にも疑問が生じるところである。

そこで、Ⅳでは、(1) 本判決の事案につき電子計算機使用詐欺罪の成立が肯定されたことの妥当性と、(2) 電子計算機使用詐欺罪の成立が否定されるとすれば被告人にはどのような犯罪が成立しうるか（あるいは成立しないのか）ということを検討する。

1. 電子計算機使用詐欺罪における「虚偽の情報」の意義

電子計算機使用詐欺罪⁽²⁰⁾は、他人と対面せず、コンピュータ・システムを悪用することで行われる財産侵害に対処するために設けられた規定である。例えば、他人のキャッシュカードを不正に使用して自動振込機により他人の預金口座から自己の預金口座に振込みをする行為などは、人に対する欺罔行為や財物の占有移転を伴わないことから、既存の財産犯規定のいずれによっても処罰することはできなかった。このような処罰の隙を埋めるため、昭和 62 年の刑法改正により、電子計算機使用詐欺罪が新設されるに至った⁽²¹⁾。

(19) 中野浩一「判批」研修 902 号（2023 年）21 頁。

(20) 本罪につき、「預金残高の不正入力」「クレジットカードによるオンライン取引の悪用」といった代表的かつ具体的な行為類型ごとに成立範囲を検討する最近の研究として、伊藤藤「電子計算機使用詐欺罪の適用領域について」長井圓先生古稀記念『刑事法学の未来』（信山社、2017 年）473～492 頁がある。

刑法246条の2では、コンピュータに「虚偽の情報」若しくは「不正な指令」を与えて「財産権の得喪若しくは変更に係る不実の電磁的記録」を作成することで財産上の利益を得る前段の行為と、「財産権の得喪もしくは変更に係る虚偽の電磁的記録を人の事務処理の用に供して」財産上の利益を得る後段の行為を規定している。本判決の被告人の行為は前段に当たるものとされたが、いずれにしても本罪における「虚偽の情報」の意義が問題となる。

「虚偽の情報」とは、当該コンピュータ・システムにおいて予定されている事務処理の目的に照らし、その内容が真実に反する情報⁽²²⁾をいうが、単に入力された情報が真実に反しているか否かではなく、当該コンピュータによる事務処理の目的に照らし、その内容が真実に反するか否かを実質的に判断することになる⁽²³⁾。電子計算機使用詐欺罪が詐欺罪の補充類型であることに鑑みれば、電子計算機使用詐欺罪における情報の虚偽性は、詐欺罪の場合と同様に財産的被害を受ける者(被害者)との関係を踏まえて導かれる必要がある⁽²⁴⁾。電子計算機使用詐欺罪の被害者として考えられる者は、第1には「電子計算機を用いて行う事務処理システム(コンピュータ・システム)において、事務処理を行ったことにより、予想に反した財産的被害を受ける者、あるいは、予想していなかった事務処理がなされたことにより財産的被害を受ける者」である⁽²⁵⁾。第2に、コンピュータ・システムの設置・運営主体も、システム利用の前提に反する情報が共用されることで財産的被害を受けるという観点から電子計算機使用詐欺罪の被害者であると解される⁽²⁶⁾。このような「虚偽の情報」の理解を前提とすれば、「虚偽の情報」の該当性の有無の際に問題となる「事務処理目的」の認定が重要となる。この「事務処理目的」を無制限に拡張すると、虚偽性の判断が恣意的となり、電子計算

(21) 大塚仁ほか(編)『大コンメンタル刑法 第13巻(第246条~第264条)』179頁〔和田雅樹〕(青林書院、第3版、2018年)

(22) 米澤慶治(編)『刑法等一部改正法の解説』121頁〔的場純男〕(立花書房、1988年)

(23) 大塚ほか・前掲注(21)181頁〔和田〕

(24) 山口厚ほか(編)『注釈刑法 第4巻 各論(3) §§235~264』327頁〔西田典之=今井猛嘉〕(有斐閣、2021年)

(25) 山口ほか・前掲注(24)327頁〔西田=今井〕

(26) 山口ほか・前掲注(24)327~328頁〔西田=今井〕

機使用詐欺罪の成立範囲が不当に拡張されるおそれがある⁽²⁷⁾。

「虚偽の情報」の該当性が問われた事例で、246条の2前段の行為に該当することが認められた判例で主要なものとしては、いわゆる出会い系サイトの有料サービスを受けるため、インターネットを介し、クレジットカード決済代行業者が電子マネー販売等の事務処理に使用する電子計算機に対して、窃取したクレジットカードの名義人の氏名等の情報を入力し、サービス利用代金のクレジットカード決済に用いられる電子マネーを購入した事案につき、「本件クレジットカードの名義人による電子マネーの購入の申込みがないにもかかわらず、本件電子計算機に同カードに係る番号等を入力送信して名義人本人が電子マネーの購入を申し込んだとする虚偽の情報を与え、名義人本人がこれを購入したとする財産権の得喪に係る不実の電磁的記録を作り、電子マネーの利用権を取得して財産上不法の利益を得た」と判断した最決平成18年2月14日刑集60巻2号165頁（以下、「平成18年判例」とする）がある。

平成18年判例の事案では、被告人が入力した氏名等の情報は実際に存在するものであるもので、これらが「虚偽の情報」といえるか否かが問題となる⁽²⁸⁾が、平成18年判例では「名義人本人が電子マネーの購入を申し込んだとする虚偽の情報」を被告人が入力したとされていることから、名義人本人（あるいは決済代行業者・クレジットカード会社）の被害（立替金支払・立替払の債務負担）が問題とされたのではないか、これに対応して、被告人の得た「財産上不法の利益」は電子マネーの購入代金支払いを免れたということではないかとの問題提起⁽²⁹⁾がなされている。

平成18年判例の調査官解説では、クレジットカードの名義人でない者が名義人のカードを用いて加盟店で商品等を購入する行為につき詐欺罪が成立するとした最決平成16・2・9刑集58巻2号89頁⁽³⁰⁾（以下、「平成16年判

(27) 山口ほか・前掲注(24)329頁〔西田=今井〕

(28) 平成18年判例の申告趣旨においても、クレジットカード自体は正規のものであり、電磁的記録もその使用によって作出されたものであり、不実のものではないと主張された（刑集60巻2号168頁参照）。

(29) 鈴木左斗志「判批」『刑法判例百選Ⅱ各論』（有斐閣、第8版、2020年）121頁。

例」とする)を踏まえ、クレジットカードのシステムは名義人以外の者が利用することを予定していないことから、他人のカードを冒用した被告人によって電子計算機に与えられた情報は「虚偽」であることには特に疑問がないとされている⁽³¹⁾。平成16年判例では商品を被告人に交付した加盟店に対する1項詐欺罪の成立が認められたが、他人名義のクレジットカードの不正使用が加盟店に対する財産的被害となりうるのは、名義人になりすましている他人によるカード使用を受け付けてしまった場合には、カード会社からの立替払いが受けられないなどの不利益を受けるリスクがあり、なりすましによるカード使用を知った名義人がカード会社への支払いを拒否する場合にはその不利益が顕在化するからである⁽³²⁾。他人名義のクレジットカードを不正使用する行為の法益侵害をそのように解すれば、平成18年判例の事案では、クレジットカード決済代行業者が被害者となる⁽³³⁾。当該事案では、被告人が利用した出会い系サイトの通信事業提供者はクレジットカード決済を他社に委託していた⁽³⁴⁾ので、被告人が窃取したクレジットカードの名義人の氏名等を用いて電子マネーの購入が行われると、クレジットカード決済代行業者は代金相当額を出会い系サイト業者の口座に送金し(立替払い)、クレジットカード会社に手数料等を付加した請求をしてその支払を受け、クレジットカード会社はカード名義人に全額の請求をすることになる(立替金支払請求)⁽³⁵⁾。名義人以外の者がクレジットカードを使用することは規約上禁止されている以上、被告人が名義人になりすましてカード利用をしていることをクレジットカード会社が知れば、クレジットカード決済代行業者は出会い

(30) クレジットカードの使用について名義人の承諾を得ていると主張する被告人が、名義人のカードを用いてガソリンスタンドでガソリンの給油を受けた事例につき、仮に被告人がカード使用につき名義人の承諾を得ていたとしても詐欺罪の成立は否定されないと判断された。

(31) 藤井敏明「判解」『平成18年度最高裁判所判例解説刑事篇』70～71頁。

(32) 鈴木左斗志「電子計算機使用詐欺罪(刑法246条の2)の成立要件をめぐって—最高裁判平成18年2月14日決定(刑集60巻2号165頁)は何を判示したのか?—」研修797号(2014年)8頁。

(33) 鈴木・前掲注(32)9頁。

(34) 刑集60巻2号169頁参照。

(35) 藤井・前掲注(31)60～61頁。

系サイト業者に対して代金分の立替払いをしたにもかかわらず、クレジットカード会社からの支払いを拒絶されるリスクがありうる。平成 18 年判例は平成 16 年判例を踏まえつつ、電子計算機の設置・運営主体であるクレジットカード決済代行業者の財産的被害をこのように解した上で、電子計算機使用詐欺罪の成立を認めたのではないだろうか。

平成 18 年判例以外にも「虚偽の情報」を電子計算機に与えたとして電子計算機使用詐欺罪の成立が認められた裁判例があるが⁽³⁶⁾、電子計算機の設置・運営主体に対する実質的な財産的被害があったと評価可能なものである。したがって、誤振込みの事実を秘して預金の払戻しを受ける行為につき、銀行に対する財産的被害を認める根拠が薄弱である平成 15 年判例を前提とする本判決の事案では、そもそも電子計算機の設置・運営主体である A 銀行に対する財産的被害があったといえるか否かにつき、疑問が生じ得るので、以下ではこの点につき検討する。

2. 告知義務と「虚偽の情報」の関係

本判決の事案では、インターネットバンキングにおいて金銭の処分が行われているが、誤振込みの事実を告知する機会がシステム上において与えられていないことから、誤振込みを告知せず行われた金銭の処分は「虚偽の情報」の電子計算機への入力に当たらないのではないかと⁽³⁷⁾ということが問題となる。

この点につき、本判決は被告人に対する告知義務とその違反を肯定するこ

(36) 近年のものでは、横浜地判平成 27 年 6 月 9 日 LEX/DB25447348 などがある。運送会社の連結車両の運転手であった被告人が、ETC システムにおいて、高速道路流入時の接地車軸数によって料金車種区分が認識され、料金が決定されることを利用して、高速道路の流入料金所直前で、被けん引車の車軸を一時的に上昇させて車軸数計測器の上を通過し、料金車種区分上の「大型車」として計測させたうえ、同車軸が降下した「特大車」の状態で高速道路を走行し、流出料金所で同計測結果を車載器から送信させることで、実際よりも少ない車軸数の車両による通行であるとの情報を送信し、通行料金の差額を同運送会社に得させた行為について、通行 ETC システムの事務処理に使用される電子計算機に虚偽の情報を与えることで差額分の料金の支払いを免れたとされた事例である。

(37) 品田・前掲注 (14) 66 頁、松原芳博「判批」季刊刑事弁護 116 号 (2023 年) 90 頁。

とで電子計算機使用詐欺罪の成立を認めているが、誤振込金であることを秘して行われた金銭の払戻しに応じることが銀行の意思(銀行振込システムの事務処理目的)に反しているか否かという点は、振込依頼が対人窓口でなされるか、電子取引でなされるかによって評価を変えるべきではないという考え方が背景にある⁽³⁸⁾と思われる。電子計算機使用詐欺罪は詐欺罪の補充類型として、処罰の間隙を埋めるために新設されたことに鑑みれば、人に対する詐欺罪が成立しうる行為を電子計算機に対して行えば電子計算機使用詐欺罪が成立するといえるのではないだろうか。そのように解すれば、人に対する財産的被害を基礎づける「告知義務違反」があれば、電子計算機に対して「虚偽の情報」を入力したことになりうる。

1でも述べたように、電子計算機使用詐欺罪における「虚偽の情報」という要件を充足するか否かは、電子計算機の手続きによって被害者に財産的被害が発生するか否かによって左右される。このことから、本判決の事案における電子計算機使用詐欺罪の成否は、被告人の行為につき、(B町ではなく)A銀行に対する実質的な財産的被害があると評価することが可能か否かによって導かれる。

本判決の事案には、被告人が自己の口座に誤振込みされた金銭を処分する前に、被仕向銀行であるA銀行が誤振込みの事実を知っていたという特殊事情があったが、それでも被告人にはA銀行に対する告知義務が肯定されている。本判決によれば、被告人の告知義務違反はA銀行に対する法益侵害性を基礎づけるものと思われるが、既に当該事実を知っている相手に対する「告知義務」を認めることについては否定的な見解が多数である⁽³⁹⁾。

前述の通り、平成15年判例では、誤振込みの事実を知った被仕向銀行が、自行の口座入金手続に過誤がないかを調査し、さらに、振込依頼人に照会するなどした上、振込依頼人に過誤があり組戻しを求められれば、受取人の承諾を得た上で組戻しの手続を採るとするのが銀行実務であることを前提とし

(38) 杉本一敏「判批」法学教室514号(2023年)122頁。

(39) 松原・前掲注(37)90頁、松宮孝明「判批」新・判例解説 Watch 刑法191号(2023年)4頁、大関龍一「判批」刑事法ジャーナル77号(2023年)151~152頁、品田・前掲注(14)64頁以降。

て、銀行には関係者間での無用な紛争の発生を防いだり、振込依頼人と受取人との間の紛争等に巻き込まれないようにしたりするために、調査等の手続を採る利益があるとされた。これに対して、本判決では A 銀行が「誤った振込みがあったことを知っているという事情があったとしても…関係者間での無用な紛争の発生を防いだり…振込依頼人と受取人との間の紛争等に巻き込まれないようにするために、誤って受取人口座に振り込まれた金銭についてどのように処理をするのが相当かを早期に検討する必要がある」ことから、「誤って振り込まれた金銭について、その原因行為の有無等につき受取人がどのように認識しているのかをなるべく早期に被仕向銀行が知る必要がある」として、被告人の A 銀行に対する告知義務を肯定した。

確かに、一方当事者である振込依頼人（本件の場合は B 町）からの申告・情報だけでは A 銀行は本当に原因関係のない振込みであることを確定的に判断することはできず、受取人（本件の被告人）側が原因関係のない振込みであると認識しているか否かを確認できなければ、A 銀行は対応を決断することができないとも思われる⁽⁴⁰⁾。しかし、誤振込みの事実に関する被告人の「認識」を確認する利益とは何なのか、本判決の文言からは必ずしも明らかではない。

本判決が被告人の「告知義務」を肯定している点につき、銀行の公共的側面によって基礎づけられる調査等手続の利益を踏まえつつ、「受取人から誤振込みの指摘があった場合にも、自行の入金処理の誤りの確認や振込依頼人に対する照会の措置が講じられて」（平成 15 年判例）いる実情に鑑みれば、受取人の告知義務が免除されることはないとする見解⁽⁴¹⁾もあるが、本判決が被告人の「認識」を明らかにする利益に言及している点を、論者がどのように理解しているのか疑問である。

(40) この点を指摘する解説として、杉本・前掲注 (38) 122 頁。もっとも、論者は、この指摘に続いて地方公共団体である B 町が被告人個人に対して 4360 万円もの高額な振込みを行う原因関係がおおよそ想定されなかったことなどから、被告人に重ねて告知義務を課す理由はないと考える余地もあると述べている。そのように解すれば、誤振込みの事実を少なくとも一定程度予期していた相手に対する「告知義務違反」を肯定するには、より慎重になるべきであろう。

(41) 中野・前掲注 (19) 25 頁。

本判決では、関係者間での無用な紛争の発生を防いだり、振込依頼人と受取人との間の紛争等に巻き込まれないようにしたりするためには銀行は金銭の処理を早期に検討しなければならず、そのためには被告人の認識を知っておく必要があると述べている。銀行の利益が金銭の処理に関する対応を早期に検討することであるという考えを徹底させるのであれば、被告人に求められる義務は、自己の預金口座に誤った振込みがあることを申告する義務にとどまらず、銀行による組戻しに素直に応じる義務というところまで発展するように思われる⁽⁴²⁾。本判決の事案では、被告人が誤振込金を処分する前にA銀行及びB町は誤振込みの事実を既知しており、誤振込金の返還を求めて被告人と接触していたので、このような状況では被告人に対して「誤振込みの事実を告知する義務」を観念することは困難であることから、被告人に何らかの告知義務を認めるのであれば、誤振込みの事実そのものではなく、受取人の立場としての認識を告知する義務が課されることになる⁽⁴³⁾。仮に受取人に振込みに関する原因関係があるとの認識があれば、受取人は銀行に何も告知せず預金を処分するのが当然であるので⁽⁴⁴⁾、身に覚えのない振込みを知った受取人の銀行に対する行動として想定されるのは、誤振込金の組戻しに応じるか否かの態度決定をすることである。そのように解すれば、本判決が認める銀行の利益は、被告人に対して組戻しに協力するように働きかけることといえるのではないだろうか⁽⁴⁵⁾。

(42) 大関・前掲注(39)152頁では、本件のように預金債権の成立が明らかである事案では銀行の確認・照会の利益は認められず、このような利益を根拠に被告人に告知義務を課することはできないことを本判決はおそらく自覚的であり、告知義務の内容を平成15年判例とは別異に解することによって告知義務を基礎づけようとしていると指摘されている。松原・前掲注(37)90頁においても、平成15年判例の告知義務と本判決の告知義務の内容が区別されている。

(43) 大関・前掲注(39)152頁。

(44) 品田・前掲注(14)73頁。

(45) 脚注42で前述のように、大関・前掲注(39)152頁では平成15年判例がいう「告知義務」と本判決のそれは異なるとされているが、これに対して本判決の事案においても被告人の告知義務を「誤振込みの事実を告げる義務」であると構成し、本来であればそのような告知義務を課される立場でありながら、正当な私権のある者と同様に金銭を処分することが「虚偽の情報」を電子計算機に対して与えるものとして可罰性を肯定する理解もあり得るかもしれない(橋爪・前掲注(17)373~374頁)。もっとも、この

しかし、銀行につきこのような「利益」を認めることは、かえって銀行に対する過重な負担を課すことになり、銀行を困難な立場に追い込むことに他ならない。前述の通り、平成8年判例は銀行を当事者間のトラブルから解放するために原因関係の有無に関わらず受取人に対して預金債権を認めているので、本判決は銀行に対してさらに踏み込んだ対応を要求することにつながりうるという点で、平成8年判例の趣旨から説明することができないものである⁽⁴⁶⁾。銀行が入金と出金に携わる公的機関であることを重視するのであれば、むしろ銀行が積極的に振込依頼人と受取人の間に入り、受取人に組戻しを承諾させるよう最善を尽くすことを可能にすることにより、振込依頼人から損害賠償を請求されない利益を保護しようとしているとも考えられるが、そのような「利益」はむしろ銀行に対する「負担」と同義である。そうだとすれば、銀行を被害者とする財産犯を成立させる根拠とはなり得ないのではないだろうか。

3. 本件事案の被告人の罪責について

2で検討したように、被告人の行為につき、A銀行を被害者とする電子計算機使用詐欺罪の成立を認めた本判決に対しては疑問があると言わざるを得ない。一方、被告人の行為につき、振込依頼人であるB町を被害者とする財産犯の成立は理論上可能だろうか⁽⁴⁷⁾。

ような理解は不作為犯構成というよりも、むしろ「拳動による欺罔」の考え方に接近しようと思われるので、本判決があくまでも「告知義務違反」として構成していることとの関係について検討の余地があろう。

(46) 品田・前掲注(14) 64～65頁は、平成15年判例の趣旨に対して異論を唱えるものではないが、「組戻しに応じるよう説得等を銀行が行うことまでも銀行の『利益』とし、それを理由に銀行に同対応をとらせようとする事」に対しては平成8年判例の趣旨にも反するとして批判的である。大関・前掲注(39) 152～153頁と松宮・前掲注(39) 4頁も同様のことを述べている。

(47) B町は、2022年5月に被告人が繰り返し出金していた3つの決済代行業者の口座につき、国税徴収法などに基づき差し押さえた結果、合計4290万円余りを回収できてきている。加えて、B町は被告人に対して弁護士費用等を請求する民事訴訟を提起し、2022年9月に和解が成立した。このように、刑事裁判で有罪判決が下される前に、振込依頼人であるB町と受取人である被告人との関係は、民事法上は解決済であったといえる。

詐欺罪の成立を肯定する平成15年判例の立場に批判的な見解は、誤振込みの事実を知った上で払戻しを受ける被告人の行為につき、①占有離脱物横領罪が成立すると解するもの⁽⁴⁸⁾と、②何らの犯罪も成立しえないと解するもの⁽⁴⁹⁾に大別される。占有離脱物横領罪の成立を認める見解の中には、受取人の預金口座に誤って振り込まれた金銭が振込依頼人の物であると評価し、誤配達された郵便物を領得する行為と同じ⁽⁵⁰⁾であると解するものがある。これに対して、詐欺罪のみならず占有離脱物横領罪の成立をも否定する見解は、平成8年判例が振込依頼人について、受取人の債権者による預金債権の差押えに対する第三者異議の訴えを否定していることから、誤振込みされた金銭は受取人の物であって振込依頼人の物ではないとする⁽⁵¹⁾。確かに、平成8年判例は振込依頼人から受取人に対して、優先的に自己に対して金銭の返還を求め得る地位を正面から認めるものではないだろう。しかし、振込みにかかる原因関係を欠いている場合にも受取人に預金債権が認められるのは銀行との関係に限られるのであり、振込依頼人との関係で誤振込相当額の金銭を自由に処分できるような権能があるとはいえない⁽⁵²⁾。誤振込相当額の金銭に対しては金融機関に事実上の占有があり、受取人にも預金による占有があることは否定できないものの、振込依頼人は原所有者であることから金銭の価値に対する優先的な追求権が認められると解すれば、受取人が誤振込相当額の金銭を処分することは振込依頼人に対する権利の侵害となる⁽⁵³⁾。

(48) 照沼亮介「預金口座内の金銭の法的性質—誤振込の事案を手掛かりとして—(4・完)」上智法学58巻2号(2014年)80頁、松原・前掲注(13)334~335頁など。

(49) 高橋則夫『刑法各論』(成文堂、第4版、2022年)390~391頁、山口・前掲注(13)309頁など。

(50) 林幹人『刑法各論』(東京大学出版会、第2版、2007年)281頁。

(51) 山口・前掲注(13)309頁。

(52) 照沼・前掲注(48)69頁。

(53) 照沼・前掲注(48)69~70頁、80頁。論者は振込依頼人の権利の実質につき、「目的物を事実上の占有下に置いている者の一般財産からこれを隔離し、外観上存在しているように見える目的物の価値帰属状態を実態に合うよう変更させる」ものであると述べ、このような権利を「原所有者価値返還請求権」と称している。振込依頼人の権利を単なる不当利得返還請求権にとどまらず、物権的権利であると評価する点に重要な意義があるように思われる。また、松原・前掲注(48)335頁は、誤振込みに係る金銭についての「金額所有権」は振込依頼人に属するものと解した上で、受取人の行為につき占有離

振込依頼人の権利をどのように解するかは難しい問題であるので本稿で詳しく検討することはできないが、振込依頼人が金銭の原所有者であることと、受取人には誤振込相当額の金銭をほしのままに処分することが許される実質的理由が存在しないことに鑑みれば、誤振込みされた金銭を受取人の物と解することはできないと思われる⁽⁵⁴⁾。

一方、被告人が組戻し手続に承諾し途中まで協力していたが、自己のために金銭を処分したとして背任罪が成立する可能性について問題提起がなされている⁽⁵⁵⁾。論者が指摘する通り、被告人が「他人のための事務処理者」といえるかどうかの問題となる⁽⁵⁶⁾が、振込依頼人である B 町が自己の不当利得返還請求債権の保全という事務を被告人に委ねたといえるかどうかは疑問である⁽⁵⁷⁾。被告人が一度組戻しを承諾したことをもって、B 町の債権を保全するという財産上の事務を引き受けたとする評価もあるのかもしれない。しかし、被告人が一貫して組戻しを拒否（あるいは無視）し続ければ「他人のための事務処理者」とはならないので背任罪の成立の余地が否定され、被告人が一度でも協力的な姿勢を見れば背任罪の行為主体に該当する余地が出てくるというのは奇妙であろう。本判決では、振込依頼人ではなく銀行を被害者として被告人につき電子計算機使用詐欺罪の成立を認めるという問題意識から、振込依頼人と被告人とのやり取りについて詳しく事実認定する必要はないと考えられたとも思われるが、背任罪の成立には事実関係等による一定の制約が伴うのではないだろうか⁽⁵⁸⁾。

脱物横領罪の成立を肯定する。

- (54) 高橋・前掲注 (49) 390～391 頁は、銀行預金は消費寄託契約（民法 666 条）であることから、銀行に金銭に対する所有権を認めたととしても、預金債権に基づいて引き出した者はこの金銭の所有権を取得することになるので「他人の物」とはいえないと述べているが（松澤・前掲注 (7) 107 頁も同様）、引き出した金銭そのものの所有権は受取人にあることを認めたとしても、本来は受取人が領得する実質的理由のない金銭であることから、同じ金額の金銭を振込依頼人に対する返還する義務が肯定されるので、消費寄託契約であることは金銭の他人性を否定する理由にはならないのではないだろうか。
- (55) 品田・前掲注 (14) 68 頁。
- (56) 品田・前掲注 (14) 68 頁。
- (57) 松宮孝明「第 7 章 阿武町誤振込み事件第 1 審判決の問題性について」『誤振込みと財産犯』（成文堂・2023 年）124 頁。

このように、電子計算機使用詐欺罪以外で成否が問題となりうる犯罪は複数あるものの、本件事案の被告人の行為については、本来は振込依頼人の所有物であり、振込依頼人の占有を離れた金銭を領得したとして、占有離脱物横領罪の成立が肯定されうるように思われる。

V おわりに

以上、本判決が被告人の行為につき電子計算機使用詐欺罪の成立を認めたことの是非について検討してきたが、銀行に対する財産犯を成立させることには理論的な困難がある。

平成8年判例の趣旨から、誤振込みが発生した場合には「振込依頼人と受取人間の原因関係をめぐるトラブル」として、両者の間で解決するのが妥当であるとする見解⁽⁵⁹⁾が主張されているが、振込依頼人が受取人に対する不当利得返還請求訴訟で勝訴して債務名義を得たとしても、その間に受取人が誤振込金を処分してしまっている場合には、振込依頼人は誤振込金相当額の金銭の返還を事実上受けられないことになる⁽⁶⁰⁾。本判決の事案では振込依頼人が地方公共団体であったことから国税徴収法等によって金銭を回収することができたが、振込依頼人が一般私人の場合には、こういった手段を採ることは困難であろう。振込依頼人には通常の債権者と同じ地位しかないので、「誤振込みをした振込依頼人にその金額の満足について特別の地位を認めていくような法整備が望まれる」⁽⁶¹⁾とする見解が主張されているが、

(58) また、被告人の振込依頼人に対する義務を、端的に不当利得返還債務であると解すれば、誤って振り込まれた金銭を返還することは被告人自身の債務(自己の事務)になりうるので、これを返還しないのであれば単なる債務不履行となり、背任罪は成立しないとも考えられる。

(59) 松宮・前掲注(39)4頁。

(60) 垣水道生「誤振込による預金の成否と不当利得」企業法学研究11巻1号(2022年)14頁。

(61) 品田・前掲注(14)68頁。山口・前掲注(13)309頁は、平成15年判例の事案につき詐欺罪も占有離脱物横領罪も成立しない立場を採っているが、「振込依頼人の権利内容を契約等で強化することを通じて、遺失物等横領罪の成立を肯定する方が本筋であるとの意見にも理由があるように思われる」と述べている。

民法学の領域においても、「振込依頼人が、仕向銀行を通じて、被仕向銀行に対して不当利得の返還請求権の行使を依頼する制度」の構築を提唱する見解⁽⁶²⁾がある。しかし、このような提言は少なからず金融機関の行動を要するものであり、振込依頼人と受取人との間のトラブルから銀行を解放するとの平成8年判例の趣旨と抵触する可能性につき、検討の余地がある。これに対して、民法の解釈論では、所有者の意思に基づかずに振込等によって金銭価値の移動が生じた場合には、価値の同一性が認められる限り、金銭価値の所有者には物権的価値返還請求権が認められるとする見解⁽⁶³⁾や、誤振込金について先取特権類似の優先権を振込依頼人が有するという見解⁽⁶⁴⁾などが主張されている。振込依頼人が誤振込相当額を回収できる可能性が高まれば、誤振込みされた金銭を処分する受取人の当罰性にも影響があるようにも思われるので興味深い議論であるが、この点については刑法の解釈を超えるところが大きいので、今後の検討課題としたい。

(本学法科大学院教授)

※校正段階で、令和5年判決の事例につき控訴審判決（広島高判令和6年6月11日・LEX/DB25620093）が出され、被告人の控訴が棄却された。

(62) 垣水・前掲注(60)15頁以降。

(63) 花本広志「判批」法学セミナー502号(1996年)89頁。ただし、論者は、受取人が預金の払い戻しを受け、受取人自身の金銭と混同するなどして「価値の同一性」が失われた場合には、振込依頼人は金銭価値を物権的に請求できず、不当利得返還請求ができるにとどまると述べている。

(64) 松岡久和「誤振込事例における刑法と民法の交錯—松宮論文によせて」刑法雑誌43巻1号(2003年)100頁において、概略が説明されている。